

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章～第5章（略）</p> <p>〈第6章 雑則〉 第44情～第46条（略） 第47条（規約の変更、承認）</p> <p>1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、<u>変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます。）</u>により、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、<u>変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。</u></p> <p>（1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>（2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 当社は、<u>前項に定める手続きによる変更のほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）</u>により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p> <p>3 （略）</p>	<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 〈第1章 総則〉（略）</p> <p>〈第6章 雑則〉 第44情～第46条（略） 第47条（規約の変更、承認）</p> <p>1 当社は、次のいずれかに該当する場合に<u>限り、本規約を変更することがあります。</u>この場合には、<u>料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。</u></p> <p>（1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>（2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 当社は、<u>前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）</u>により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p> <p>3 （略）</p>

<p>第48条～第52条（略）</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第1節 ケータイiDを使用したショッピングサービスの利用（略）</p> <p>第2節 dカードを使用したショッピングサービスの利用</p> <p>第57条～第60条（略）</p> <p>第61条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）</p> <p>会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてdカードサービス及びiDサービスを利用することができます。この場合、会員は、dカードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はケータイiD若しくはdカードの有効期限等が変更されたとき、dカードサービスの利用が停止されたとき、又はdカード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、ケータイiD又はdカードの有効期限等の変更内容及びdカードサービスの利用可否に関する情報を加盟店（本条において、加盟店がdカードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。</p> <p>第62条（略）</p> <p>第3節 その他（略）</p> <p>第2章・第3章（略）</p>	<p>第48条～第52条（略）</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第1節 ケータイiDを使用したショッピングサービスの利用（略）</p> <p>第2節 dカードを使用したショッピングサービスの利用</p> <p>第57条～第60条（略）</p> <p>第61条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）</p> <p>会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてdカードサービス及びiDサービスを利用することができます。この場合、会員は、dカードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はケータイiD若しくはdカードの有効期限等が変更されたとき、dカードサービスの利用が停止されたとき、又はdカード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、ケータイiD又はdカードの有効期限等の変更内容及びdカードサービスの利用可否に関する情報を加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。</p> <p>第62条（略）</p> <p>第3節 その他（略）</p> <p>第2章・第3章（略）</p>
---	---

第3部 キャッシングサービス

〈第1章 キャッシングサービスの利用方法〉(略)

〈第2章 キャッシングリボ〉

第84条(略)

第85条(キャッシングリボの利率及び利息の計算)

1 キャッシングリボの利率は、当社指定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。

2 本会員が d カードサービスに係るサービス区分を変更したときは、キャッシングリボの利率は、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。

3 キャッシングリボの利息は、当月支払期日の前々月締切日の翌日から前月締切日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出(年365日(閏年は366日)の日割計算、付利単位100円)するものとします。なお、新規にご利用したキャッシングリボの借入金の利息については、キャッシングサービスの利用日の翌日から当社所定の締切日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出(年365日(閏年は366日)の日割計算、付利単位100円)するものとします。

4 本会員は、前項の方法により算出されたキャッシングリボの借入に対する利息を支払うものとします。

第86条～第88条(略)

第3章・第4章(略)

附則(2024年1月24日)

1 この改定規約は2024年1月31日より実施します。

第3部 キャッシングサービス

〈第1章 キャッシングサービスの利用方法〉(略)

〈第2章 キャッシングリボ〉

第84条(略)

第85条(キャッシングリボの利率及び利息の計算)

1 キャッシングリボの利率は、当社指定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。

2 本会員が d カードサービスに係るサービス区分を変更したときは、キャッシングリボの利率は、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。

3 本会員は、キャッシングリボの借入金について、キャッシングサービスの利用日の翌日から当社所定の締切日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出された利息(年365日(閏年は366日)の日割計算、付利単位100円)を支払うものとします。

(新設)

第86条～第88条(略)

第3章・第4章(略)

(新設)